

米軍基地関係特別委員会記録
＜第4号＞

平成24年第8回沖縄県議会（11月定例会閉会中）

平成25年2月22日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第4号>

開会の日時

年月日 平成25年2月22日 金曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午前11時0分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立
(参考人招致について)

出 席 委 員

委 員 長	新 垣 清 涼 君
副 委 員 長	又 吉 清 義 君
委 員	中 川 京 貴 君
委 員	具 志 孝 助 君
委 員	仲宗根 悟 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	吉 田 勝 廣 君
委 員	呉 屋 宏 君
委 員	比 嘉 京 子 さん

委員外議員 なし

欠 席 委 員

末 松 文 信 君

玉 城 義 和 君

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

本委員会付議事件、軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る参考人招致についてを議題といたします。

ただいまの議題に関して、前回の委員会で決定したとおり、新たな再発防止策発令後に発生した米軍人による事件・事故についての審査のため、本委員会に沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使に対して参考人として出席を求めたところ、両者から、出席できない旨の回答及び意見を求めたい事項に対する回答の文書が届いております。

なお、沖縄県議会委員会条例の第26条及び第26条の2第3項に基づき、参考人が文書で意見を提示することはできないこととなっておりますが、委員会が特に許可した場合は可能となっております。

これらを踏まえ、これからお配りする文書の取り扱い及び今後の委員会としての対応について、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に各委員へ文書を配付し、協議した結果、文書での回答を認めない、沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使に対して再度参考人として出席依頼すべきであるとの意見が出た一方、文書での回答を認めた上で、出席を拒否されたことを踏まえて、今後の対応としてこちらから相手方へ出向く等を検討したほうがよいという意見も出たため、一度各会派に持ち帰って議論した後、後日改めて委員会で協議することで意見の一致を見た。なお、持ち帰る検討事項として、1、文書での回答を認めるかどうか、2、沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使を参考人として再度招致するかどうか、3、米軍関係者等を参考人招致するかどうかの3つが確認された。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

新たな再発防止策発令後に発生した米軍人による事件・事故について、沖縄

防衛局及び外務省沖縄事務所からの文書の取り扱い及び今後の委員会の対応については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼